

川西町体育施設条例に係る見直し内容（上限額の改定 → 料金は今後決定）

1 主競技場を貸切使用の場合

区分			旧			新			
			使用料（1時間当たり）			使用料（1時間当たり）			
			フロアー全部	フロアー2分の1	フロアー3分の1	フロアー全部	フロアー2分の1	フロアー3分の1	
1 アマチュアスポーツに使用する 場合	(1) 入場料金を徴 取しないとき	ア 使用者が幼児、小中学校又は高校 の児童生徒である場合	930円	520円	350円	1,300円	700円	500円	
		イ 使用者がアに掲げる以外の者である 場合	1,540円	760円	590円	2,100円	1,100円	800円	
	(2) 入場料金を徴 取するとき	ウ 使用者がアに掲げる者である場合	1,540円	—	—	2,100円	—	—	
		エ 使用者がアに掲げる以外の者である 場合	2,750円	—	—	3,700円	—	—	
2 その他の催し物 に使用する 場合	(3) 入場料金を徴 取しないとき	平日の場合		5,060円	—	—	6,800円	—	—
		土曜日等の場合		5,720円	—	—	7,700円	—	—
	(4) 入場料金を徴 取するとき	営利を目的としな い場合	平日の場合	8,360円	—	—	11,200円	—	—
			土曜日等の場合	11,000円	—	—	14,700円	—	—
		営利を目的とする 場合	平日の場合	11,000円	—	—	14,700円	—	—
			土曜日等の場合	13,640円	—	—	18,200円	—	—

2 柔、剣道場を貸切使用の場合

区分			旧		新	
			使用料（1時間当たり）		使用料（1時間当たり）	
			全部	2分の1	全部	2分の1
アマチュアスポー ツに使用する 場合	ア 使用者が幼児、小中学校又は高校 の児童生徒である場合		170円	130円	300円	200円
	イ 使用者がアに掲げる以外の者である 場合		360円	240円	500円	400円

3 児童高齢者用体育室及び研修室を貸切使用の場合

区分			旧	新
			使用料 (1時間当たり)	使用料 (1時間当たり)
児童高齢者用体育 室	アマチュアスポー ツに使用する 場合	ア 使用者が幼児、小中学校又は高校 の児童生徒である場合	170円	300円
		イ 使用者がアに掲げる以外の者である 場合	360円	500円
研修室	アマチュアスポーツに使用する 場合		160円	300円
	その他の催し物に使用する 場合		330円	500円

4 個人で使用する場合

区分		旧	新
使用の単位		使用料	使用料
ア 幼児又は小中学校の児童生徒である 場合	午前・午後・夜間 の各1回とする	50円	100円
イ 高校の生徒である場合		110円	200円
ウ その他の者である場合		160円	300円

5 体育館付施設設備使用料

区分	使用の単位	旧		新	
		アマチュアスポー ツに使用する 場合	その他の催し物に 使用する 場合	アマチュアスポー ツに使用する 場合	その他の催し物に 使用する 場合
放送設備	1時間	270円	550円	400円	800円
集会用椅子	1脚	無料	10円	無料	100円
フロアシート	1式	無料	11,000円	無料	14,700円
ステージ	1時間	220円	330円	300円	500円

別表第2

川西町総合運動公園クラブハウス使用料

	旧	新

区分	使用の単位	使用料金	使用料金	
宿泊使用料	ア 小学生	1人1泊につき	480円	700円
	イ 中・高校生		590円	800円
	ウ 一般		710円	1,000円
	町外の者が使用する場合、上記区分ごとの使用料に100分の150の割合を乗じて得た額とする。			
	冷暖房料	1人1泊につき	220円	300円
宿泊を伴わない場合の使用料	会議室兼食堂	1日	1,170円	1,600円
		半日	710円	1,000円
	冷暖房料	1人1回につき	220円	300円
備考 1 1泊とは、午後1時から翌日の午後1時までをいう。 2 1日とは、午前9時から午後5時までをいう。 3 半日とは、4時間以内のことをいう。				

別表第3

## 川西町総合運動公園ホッケー競技場使用料

区分	使用の単位	旧		新	
		使用料		使用料	
ア 幼児、小中学校又は高校の児童生徒である場合	1時間につき	営利を目的としない場合	天然芝 790円	天然芝 1,100円	
			人工芝 790円	人工芝 1,100円	
			夜間照明 510円	夜間照明 700円	
		営利を目的とする場合	天然芝 7,860円	天然芝 10,500円	
			人工芝 7,860円	人工芝 10,500円	
			夜間照明 5,090円	夜間照明 6,800円	
イ アに掲げる以外の者である場合	1時間につき	営利を目的としない場合	天然芝 1,570円	天然芝 2,100円	
			人工芝 1,570円	人工芝 2,100円	
			夜間照明 1,020円	夜間照明 1,400円	
		営利を目的とする場合	天然芝 15,710円	天然芝 20,900円	
			人工芝 15,710円	人工芝 20,900円	
			夜間照明 10,180円	夜間照明 13,600円	

別表第4

## 川西町総合運動公園多目的運動場照明施設使用料

区分	使用の単位	旧		新	
		使用料		使用料	
町民及び町民で構成する団体が使用する場合	30分当たり	2,100円		2,800円	
町民及び町民で構成する団体が会費又は入場料を徴収して使用する場合		4,190円		5,600円	
町外諸団体及び個人が使用する場合		4,190円		5,600円	
町外諸団体及び個人が会費又は入場料を徴収して使用する場合		12,570円		16,800円	